

# 小牧市民病院未収金回収業務委託業者募集要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 小牧市民病院未収金回収業務委託
- (2) 業務の内容 別紙仕様書及び参考資料参照
- (3) 委託期間 令和2年8月1日（予定）～令和3年3月31日
- 上記期間以降、小牧市民病院及び受託者の合意により、1年度毎に令和5年3月31日まで契約締結できるものとする。(ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この限りではない。)

## 2 業者選定方法

- (1) 方 法 公募によるプロポーザル方式
- (2) 選 定
- ・第1次審査（書類審査）  
審査委員会において参加表明書等を審査し、第2次審査のヒアリング要請者として3者程度を選定する。
  - ・第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
審査委員会において第1次審査により選定された者を対象に、第2次審査書類の審査、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。
- (3) 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- ア 日 時 7月9日（木）の内、指定する50分間
- イ 場 所 小牧市民病院 講堂（1階）
- ウ 出席者 3名以内とする。
- エ 備 考 提出された企画提案書等に基づき1者50分（プレゼンテーション30分、質疑応答20分）のヒアリングを行う。順番については、事務局が第1次審査会において通過者をくじ引きにて決定し、通知する。パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、当院で準備（Microsoft PowerPointはVer.2016）をするのであらかじめ連絡すること。なお、プロジェクターとの接続に時間を要することも考えられるので、あらかじめUSBメモリ等にデータを格納のうえ、持参すること。

## 3 選定日程

6月 5日（金） 実施要領の公告

6月 8日（月）～6月19日（金）

参加表明書等の交付期間

6月 8日（月）～6月12日（金）  
内容についての質疑受付期間

6月16日（火） 質疑に対する回答

6月 8日（月）～6月19日（金）  
第1次・第2次審査書類受付期間  
6月29日（月） 第1次審査（書類審査及び第2次審査の順番決定）  
7月 1日（水） 第1次審査結果の通知、公表  
7月 9日（木） 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  
7月15日（水） 第2次審査結果の通知、公表

#### 4 提出書類について

- (1) 提出書類 ① 参加表明書 ······ (様式1)  
② 事業者（法人）概要  
③ 弁護士の資格を有することを証明する書類の写し  
④ 履歴事項全部証明書の写し  
⑤ 決算状況がわかる書類（直近の決算年度から3年分） ······ (写し)  
⑥ 納期の到来した直近の国税、県税及び市税の納税証明書  
⑦ 医療機関における未収金徴収業務の受託実績がわかる資料  
（同種業務実績調書） ······ (様式2)  
⑧ 企画提案書（1次審査用） ······ (様式3)  
⑨ 企画提案書（2次審査用） ······ (様式4)  
⑩ 見積金額及び積算内訳 ··· (様式5-1、5-2)
- (2) 提出期間 ① 6月 8日（月）～6月19日（金）  
【第1次審査用・第2次審査用 同時提出】
- (3) 提出場所 小牧市民病院 事務局 医事課
- (4) 提出時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは除く）
- (5) 提出方法 ① 提出期間内に必ず医事課に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。  
② 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した提出書類受領書を交付する。
- (6) 提出部数 第1次審査用・第2次審査用  
正本1部、副本8部、電子ファイル1部（提出書類⑧⑨⑩をCDもしくはUSB等に保存し提出）
- (7) 留意事項 ① 第1次・第2次審査書類は、提出期間内に併せて提出し、提出後の内容差し替えや再提出は認めない。

- ② 第1次・第2次審査書類は、提出書類に掲げる順に、正本、副本ともそれぞれファイルに綴ること。
- ③ 提出する書類について、定められた様式に従い記載し提出すること。また、書類サイズは原則としてA4版とする。ただし、2次審査用における企画提案書において、フロー図やイメージ図等の作成に限り、A3版を折りたたんで使用して差し支えない。
- ④ 文字のフォント及びサイズは、原則としてMS明朝12ポイントとし、Microsoft Wordにより作成すること。ただし、定められた様式については、それに従うこと。
- ⑤ 企画提案書について、1次審査は様式3、2次審査は様式4に従うこと。様式3はA4版、様式4はA4版又はA3版にて提出するものとし、カラー印刷（両面印刷不可）で、1次審査用は10枚、2次審査用は50枚を上限とする（ともに表紙を除く）。
- ⑥ 委託費用の見積もりについては、仕様書に記載してある業務に対する見積書（様式5-1）とその他の提案内容による見積書（様式5-2）を分けて見積書に記載するものとする。
- (8) 質疑受付 ① 参加表明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式6）を作成し、医事課に持参又は郵送（質問提出期間内に小牧市民病院必着のこと。一般書留郵便又は配達証明付書留郵便に限る。）すること。
- ② 電話、口頭及び電子メール等による質問は受け付けない。
- ③ 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、小牧市民病院ホームページに掲載する。回答書に対する質問は受け付けない。

## 5 評価項目及び採点方法

- (1) 下記項目について審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を選定する。なお、審査委員構成メンバー及び採点基準は公表しない。
- ① 第1次審査
- ア 事業者（法人）関係
- ・事業所所在（業務実施場所など）
  - ・貸借対照表（B/S）、損益計算書（P/L）
- イ 同種業務実績
- ・契約先所在地
  - ・契約範囲
  - ・配置人員規模
- ウ 企画提案
- ・業務実施方針
  - ・業務実施計画

- A) 業務フロー
- B) 実施スケジュール
- ・業務実施体制
  - A) 体制（人員・連絡体制など）
  - B) 専門性・能力（資格・実績・成果など）
  - C) 個人情報保護（個人情報の取扱い方法）
- ・個別業務の実施方法
  - A) 催告（方法・手順・記録・報告・連絡など）
  - B) 調査（方法・手順・記録・報告・連絡など）
  - C) 保証人などへの催告業務（方法・手順・記録・報告・連絡など）
  - D) 支払方法の相談業務（方法・手順・記録・報告・連絡など）
  - E) 分納等債権管理事務（方法・手順・記録・報告・連絡など）
  - F) 債権回収相談会及び問い合わせ対応（方法・手順・記録・報告・連絡など）

## ② 第2次審査

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制
- ウ 業務実施計画
- エ 見積金額

必要経費分と成功報酬分の算定基準をそれぞれ区別し、見積金額の合計額の根拠をできる限り明確にすること。

- オ その他

事業実施に関する創意工夫提案について

(2) 最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を選定する。

6 参加報酬の有無 参加表明書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

## 7 契約

第2次審査が終了し、最優秀者の決定後直ちに、選定された最優秀者と業務委託契約の締結に向け交渉を開始する。

契約内容は、仕様書及び企画書に基づき決定するが、協議の上で仕様書の内容を変更する場合がある。

また、最優秀者決定後、3週間以内に契約内容の合意に至らなかった場合には、次点の応募者との交渉を開始するものとする。

## 8 その他

(1) 仕様書、参考資料については市民病院事務局医事課に取りに来ること。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、市民病院事務局医事課とする。
- (3) プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が関係する事業所等に所属する者は参加できない。
- (4) 参加表明書等を提出したものが審査委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を求めたときは失格とする。
- (5) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの又は濫用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (6) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (7) 参加表明書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 書類作成において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 第1次審査及び第2次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- (10) 提出された参加表明書等は、必要に応じて公開する。
- (11) 第1次審査及び第2次審査の審査結果及び講評は、原則として公表する。
- (12) 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。また、審査結果に関する質問には回答をしない。
- (13) 小牧市民病院の概要については、仕様書に記載のあるものほか、小牧市民病院ホームページで確認すること。

## 9 問い合わせ先

〒485-8520

小牧市常普請一丁目20番地

小牧市民病院 医事課 藤村・中村

TEL 0568-76-4131 (内2505)

FAX 0568-75-0214

メール Byoinijika@city.komaki.lg.jp